

大津家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

令和5年6月27日（火）午後2時から午後4時まで

2 場所

大津家庭裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（家庭裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

奥谷晃史、中村好孝、西田隆裕、橋本浩、深尾善夫、細島秀勝、堀田直美、三輪聡美
（事務担当者）

山本正道、星野明彦、吉田義一、三輪有加、坂田桂一、蔵慎之介、丸岡麻子

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から、前回委員会後に任命された大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から、前回委員会で委員から出された意見を踏まえて、裁判所が行った取組等について説明した（大津家庭裁判所委員会の前回（大津地方裁判所委員会と合同開催）のテーマ「大津地方・家庭裁判所における広報活動について」）。

(3) 意見交換（テーマ「家事調停手続のウェブ会議利用について」）

事務担当者から、パワーポイントを用いて、家事調停手続のウェブ会議の実情について説明した。その後、大会議室と調停室をつないでウェブ会議を利用した家事調停の実演（模擬）を実施し、後半で意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおりである。

(4) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の家庭裁判所委員会は、令和6年1月29日（月）午後2時からとし、2時間程度で行う。テーマは「家事調停における子をめぐる紛争の早期解決に向けて～家庭裁判所調査官の関与を中心に～」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長：● 委員：○ 事務担当者等：□)

【家事調停手続のウェブ会議利用について】

- ただいま、電話会議及びウェブ会議の概要についてご説明し、簡単なウェブ会議のデモンストレーションを見ていただいたが、コロナ禍以降、社会ではIT化及びデジタル化が急速に進んでいるところである。

本日も説明したウェブ会議を利用した家事調停手続についても、方向性としては同じものだが、世間一般で言われているIT化・デジタル化に比べれば、まだまだ第一歩といった感じではないかと思われる。

非公開の場で、当事者双方から率直に意見をお聴きし、法的な観点も含めて、様々な視点を踏まえて合意に向けた調整を行うという利点を持つ家事調停手続の中で、これまで活用してきた電話会議に加えて、ウェブ会議を一つのツールとして使い始めたという段階である。

本日は、始まったばかりのウェブ会議やこれまでも利用してきた電話会議の今後の運用について、委員の皆さんからもご意見を伺って検討していきたいと考えているので、改善すべき点や利用の拡大や縮小についてのご意見を伺いたい。

- 家事調停は第三者がいない場で行うとのことだが、母親だと子どもと一緒にいる可能性があるが、子どもが同じ空間にいるのもだめなのか。私の職場では、Zoomによる会議を実施することがあるが、小さい子どもと一緒にいると会議をやりづらい。家に小さい子がいると、第三者のいない落ち着ける時間や空間は意外とないのではないかと思います、質問させていただいた。
- 子どもについては、場合によるが、話に介入する可能性のある年齢であれば、席を外してもらうのが相当ではないかと思う。乳児など、話合いの内容が理解できない年齢であれば、同席していても問題ない考える。
- 調停は、原則として相手方の住所地が管轄となるが、申立人が遠隔地に居住していると裁判所まで出向くのが負担であったところ、電話会議の導入によりだいぶ軽減が図られた。遠方居住者の中には、積極的に電話会議を使いたい方もおり、本人確認で問題がなければ活用してきた。ただし、電話だとやはり顔が見えないのが大きな問題である。それに対して、ウェブ会議だと、画面を通じてではあるが、顔を見ながら話ができるというメリットがある。今後は、当事者の利便性の視点を踏まえて、ウェブ会議を利用していきたいと考えている。

本日は、ウェブ会議システムのデモンストレーションをご覧いただいたが、感想等はどうか。不安や工夫すべき点はあるか。

- 私の勤務先でも、コロナ禍の時に、ウェブ会議を利用して会議を行っていたが、直接会

うのに比べて意思疎通が難しいと思うことがあった。電話会議よりはよいのだろうが。家事調停の利用者の感想等は聞いているのか。

- 今のところ、代理人弁護士がついている事例が多く、当庁のウェブ会議による調停も始まったばかりなので、特に不満は出ていない。工夫例として、双方とも手話通訳を行っている当事者の調停において、当初、電話会議で調停を行っていたが、調停委員が、手話通訳の終わったタイミングをつかめず、調停進行に難しさを感じていたところ、ウェブ会議に切り替えてからは、当事者の話すタイミングや当事者の理解度がよくわかるなど好評であり、調停も成立した。
- 全般的にウェブ会議の方がよいと思うが、金銭面以外で、電話会議でないといけなことはあるか。
- 基本的にウェブ会議の方がメリットは多いと思うが、電話会議の方が、通信料が発生しないことに加え、IT関係に弱い方の場合、ウェブ会議に尻込みしてしまい、電話会議の方がスムーズに参加できるということはあるかもしれない。
- IT機器に精通していない当事者もいる。民事訴訟だと Teams というツールを使用しており、弁護士は慣れているので、弁護士がついていると機器操作のハードルは低い。今後は弁護士が選任されている事案を中心としつつも、本人だけの事案にも利用を広げていきたい。
- 当社においても、コロナ禍になり、ウェブ会議をよく利用するようになった。会議が盛り上がり過ぎてやりとりが活発になると、声の聞こえがワンテンポ遅れたり、冒頭の声が切れて聞きにくかったり、会話が錯綜して他人が話している間に別の人が話したりすることがあるが、ウェブ調停ではそのようなことはないか。
- そういうことはあるかもしれない。もっとも、遺産分割事件だと複数の人が立ち会うことがあるかもしれないが、家事調停は、通常は調停委員と当事者の1対1なので、会話が重なることはなく、それほど意思疎通に大きな障害にはならないのではないかと考えている。
- 他庁での工夫ではあるが、意思疎通を改善するために、例えば、対面よりも相手の表情をよく見るように努める、調停委員の仕草や身振りを大きくする、お互いの目線が合うようにウェブカメラの位置を調整する、当事者の発言内容を意識的に反復する、といった取組が行われている。
- 配布された資料には、音声外の表情・仕草などの情報が伝わると書いているが、当社でもコロナ禍に、ウェブ会議を実施したが、(相手が)理解できていないのではないかと感じたり、やりとりがうまくいかなかったりすることがあり、限界があると感じたので、ウェブ会議で表情や仕草が伝わるとは思えず、これはデメリットである。一方で、遠隔地に住んでいたり、相手に顔を合わせたくない当事者についてはウェブ会議が必要かもしれない。また、チャット GPT の利用によるなりすましや盗聴といった心配がこれから生じるおそれがある。

り、できれば、対面で行うのが望ましいのではないかと考えている。

- 今、ご意見をいただいた方の職場では、コロナ後、対面に戻っているのか。裁判所では、コロナ禍が終わってもデジタル化の方向で進めたいと考えているが。
- 対面とウェブ会議の併用に戻っている。私も何度も東京に足を運んでいる。
- ウェブ会議のメリットとして、遠隔地に住む方にとっての利便性があるほか、DV事案だと相手と顔を合わせられないため、対面だと期日をずらして行ったりしているが、ウェブ会議だと1日で済み、裁判所が目指す早期の紛争解決にも資する。デメリットにも留意しつつメリットを生かし、事案に応じてこれからもウェブ会議を進めていきたい。
- 遠方に住む当事者や相手の車を見るだけでドキドキしてしまうようなDV当事者にとっては、ウェブ会議のメリットがあると考えている。ただし、コロナ禍に、オンラインによる相談を何度か行った私の経験を踏まえると、感情的な話になると話が伝わりにくくなるケースがあった。相手の仕草が見えないと感情などがわかりにくく、直接会えればもっと違う話ができたとと思うことがあった。
- 家事調停では、調停委員との信頼関係も大切であり、調停委員からは、第1回期日は、直接当事者に会いたいという声もある。特に本人だけが出席する場合は、第1回期日には来庁してもらって本人確認をし、二、三回の期日を経て信頼関係が築かれてからウェブ会議に移ることも考えられる。また、事案にもより、例えば養育費請求や婚姻費用分担事件など金銭に関することはウェブ会議がなじむのではないか。しかし、面会交流や親権など子をめぐる紛争については相手の感情が高ぶることもあるし、そういう中で相手を説得することになるので、最初からウェブ会議だけで行うのは難しいであろう。事案に応じて使い分ける必要があるし、必ず最初からウェブ会議で行うといったような拘子定規な運用にならないよう、場面に応じてウェブ会議を活用していきたい。
- 本人確認のために、場合によっては、子の生年月日や自身の婚姻年月日など本人しか分からないことを尋ねることもある。ウェブ会議と対面を混ぜながら進めることもある。
- コロナ禍では、他地域の事務所とウェブ会議で打合せをしていた。また、医者などの専門職に証人尋問をするとき、(コロナ禍に)県をまたいで移動することを避けるため、尋問テストをZoom等で行ったこともある。しかし、被害者や目撃者を含め、一般の方と証人尋問前に打合せをする際は、Zoom等だと感情がわからないし、思っていることの詳細まで伝わらないので、例えば2回のうち1回だけZoom等で行うなどし、全ての手続をZoom等だけで行うことはなかった。家事調停については、初回期日に対面で会い、ウェブ会議で進めることに問題がないと判断できれば、次回からウェブ会議で行うというのはありなのではないか。
- 裁判所でも、毎回必ずウェブ会議で行わなければならないというものではなく、1回ウェブ会議を実施したら、以後ずっとウェブ会議で進めるというものでもない。ケースバイケースである。当事者の希望も踏まえながらウェブ会議を積極的に進めていきたい。ところで、ウェブ会議での録音については留意しているところであるが、幸い、調停場面の録

音が公になっているというのは聞いたことがない。もし、ウェブ会議による調停で録音していることが発覚すれば、その日の期日はそれで終了し、以後もウェブ会議では行わず、録音したものは消してもらうことになる。

- 児童福祉領域では、保護者等とウェブ会議でやりとりをすることはあるか。
- 保護者との面談等をウェブ会議で行うことはほとんどない。保護者は大体、県内、管轄内に住んでいる。中には、県外に居住している方もおり、コロナ禍は越境制限があったため、ウェブ会議で面談をしたことはある。また、保護されている子どもとその保護者がウェブ会議で面談したこともある。ただし、現状としては、直接会って話をするものが多い。相手が遠方に住んでいるのであれば、ウェブ会議の利用も考えていかないとはいけない。
- 機器の操作について、相手側に問題はなかったか。
- 入念に打合せを行っていたので、実施したケースにおいては、特に問題はなかった。
- 今後、本人のみの調停においてもウェブ調停を拡大していきたいと考えているが、機器の操作に不安な方には、接続テストを事前に行うことも考えている。ところで、ウェブ会議を利用する当事者向けに作成したマニュアルをご覧になっての感想はどうか。
- 人によっては、文字量が多すぎて、何をどうすればよいか分からず、これを見ただけで（ウェブ会議は）「やめた。できないわ。」と諦めることになる。代理人がついていたり、機器の操作に詳しくなれば問題ないだろうが。
- 動画でウェブ会議のやり方をアップするのはどうか。
- 現在、最高裁のホームページ等において、ウェブ会議のための機器操作に関する動画は掲載されていない。
- 貴重なご意見はありがたい。ところで、大学の授業ではウェブ会議は使用しているか。
- 当校では、コロナ禍の時は使っていたが、現在はもうウェブ会議はほぼ使っていない。配布されたマニュアルの感想としては、仮に動画が作成されてそれを見ても、本日のようなデモンストレーションを見ても、ウェブ会議はものすごく大変で、嫌になる人もいて、直接来て参加した方がよいと思うのではないかと。裁判所が工夫したらどうかなというものではないだろうが。来るだけで済むなら、ウェブ会議よりもそちらを選ぶ人は相当いそうである。
- 近くに住む人は来た方がよいかもしれない。しかし、近くでも、子どもが急に発熱し、裁判所に行けなくなったような場合には、電話会議やウェブ会議であれば参加が可能になる。操作に不安があれば、事前に対応できるようになっている。
- 操作に不慣れな場合は、事前に対応できるようにしている。
- 直接来て話したいという当事者について、対面を拒むものではない。ニーズのあるところでは積極的に活用しようということであり、無理にその利用を押しつけることは考えていない。
- 第三者を同席させられないとのことだが、機器の操作が苦手な誰かがサポートしない

と会議自体が成り立たなくなるのではないか。例えば、第三者が操作のサポートをし、うまくいったら席を外してもらうようなことはできないのか。

- それはあり得ると思う。例えば、高齢者でうまく話せない場合に介助者が同席することもある。絶対に第三者がいてはいけないというわけではなく、ケースバイケースである。基本的に、本人と相手方双方のプライバシーの問題があるが、これらを総合的に見て問題がなければ第三者に立会いを認めることは考えられる。
- 第三者を立ち会わせないのは、プライバシーの保護と、調停手続が本人の意思に基づく合意に向けて話し合いを進めることにある点による。これら2点に影響がないのであれば絶対に立ち会わせてはいけないわけではなく、実際に許可した例もある。機器操作のサポートなどの目的で第三者が立ち会うことはあり得るのではないかと思う。
- 繰り返すが、できるだけ事案に応じた運用を行っている。特に調停は、訴訟に比べると、プライバシーの問題や本人の意思の尊重といった調停の本質に反しない限りで柔軟な運用が可能であり、ウェブ会議もその枠組みの中で実施するものである。
- ウェブ会議については、当事者の利便性向上等の観点から、事案に応じて積極的に利用していくことについて、委員の皆様のご理解をいただけた。今日いただいた意見を参考にしながら、ウェブ会議や電話会議による調停を進めていきたい。

議論は尽きないが、時間の制約もあるので、この辺りで本日の意見交換を終了する。長時間、どうもありがとうございました。

以 上